

令和7年(2025年)5月29日



埼玉県報

号外第10号
令和7年(2025年)
5月29日
木曜日

目次

告示

- 洪水予報を行う河川の指定告示（河川砂防課）

告示

埼玉県告示第四百七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定した。

令和七年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

水系名	河川名	実施区間
荒川水系	入間川	左岸 狭山市広瀬一丁目一八地先（広瀬橋上流端）から川越市の場一二七地先（入間川橋上流端）まで 右岸 狭山市鶉ノ木（広瀬橋上流端）から川越市池辺一九六九地先（入間川橋上流端）まで